

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項
処 分 の 概 要	国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（第 2 項を除く。）（許可の申請）、第 6 条第 1 項・第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 9 条（申請書の様式等）、第 1 1 条（申請書の添付書類）
審 査 基 準	銃砲刀剣類所持等取締法第 6 条第 1 項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国际的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ② 日本国がその競技に参加するものであること
標 準 処 理 期 間	1 4 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	出入国港の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	